

広島県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 悠仁会 後藤病院	呉市東中央一丁目八番一〇号	平成二〇年五月一日
みたに泌尿器科クリニック	廿日市市下平良一丁目三番二六号	平成二〇年六月一日
櫻クリニック	安芸郡府中町柳ヶ丘四〇番一二号	平成二〇年四月一日
みるく薬局	東広島市西条町寺家後谷三二七番地一	平成二〇年五月一日
康仁薬局 廿日市中央店	廿日市市下平良一丁目三番二六号	平成二〇年六月一日
あやめ薬局 せら店	世羅郡世羅町本郷九四〇番地二	平成二〇年六月一日